

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 学校運営協議会等設置費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 教育総務課 教育企画第二係 電話番号：058-272-1111(内 3518)

E-mail：c17765@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,271 千円 (前年度予算額：3,600 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,600	0	0	0	0	0	0	0	3,600
要求額	9,271	0	0	0	0	0	0	0	9,271
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会は学校に学校運営協議会を置く努力義務が定められた。

生徒減少期を迎える中、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置・拡充し、学校の特性に応じた活性化策を検討・実施することで、「地域とともにある学校」への転換を図り、地域と一体となった特色ある学校づくりを一層推進するため、全県立学校に学校運営協議会を設置する。

(2) 事業内容

令和3年度は、全ての県立学校に学校運営協議会を新たに設置する予定。

(学校運営協議会の概要)

- ・学校は、学校運営協議会委員を10名以内で配置し、会議を年3回開催する。
- ・委員は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・委員は、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べる事ができる。

- ・委員は、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
- ・委員は、校長の推薦により、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - ① 地域住民を代表する者
 - ② 保護者、当該学校に係る機関等の代表者
 - ③ 当該学校に係る機関、企業等校長が必要と認める者

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	8,300	学校運営協議会委員報酬
旅費	89	オブザーバー等費用弁償
報償費	882	オブザーバー等報償費
合計	9,271	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第3次岐阜県教育ビジョン（R1～5）
 - ・基本方針1 ギフへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成
 - 目標6 未来を創り出す人材を育成する学校づくりと地域との連携の推進

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成 29 年 3 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会は学校に学校運営協議会を置く努力義務が定められたことから、第 3 次岐阜県教育ビジョン（計画期間：R1～5）において、令和 5 年度までに全ての県立学校に学校運営協議会を設置することを目標に掲げている。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
学校運営協議会設置校数	0 校 (H29)	(H)	(H)	11 校 (H30)	83 校 (R5)	13.3%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

令和 2 年度は、県立学校 36 校に学校運営協議会を設置し、年 3 回実施することとしている。学校運営の当事者として、委員はより重い責任をもち、協議会の意見については公開されているため、風通しのいい学校運営が可能となる。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校・地域・家庭が一体となって特色ある学校づくりを進めることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
○	学校運営協議会は、法律により設置が努力義務化されており、学校・家庭・地域が共通したビジョンを共有したうえで、学校運営の改善、充実が求められている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
○	協議会の議事については公開することになるため、学校に勤務する教職員、保護者、地域が一体となり学校の向かうべきビジョンや学校が抱える課題について共有することができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
○	各設置校が、学校規模に応じて10名以下の構成員を置いている。ワーキンググループを設置するなど学校が抱える重点課題に対して取り組む体制ができている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>第3次岐阜県教育ビジョンで目標とする令和5年度までに、すべての県立学校に「学校運営協議会」を設置するため、「学校評議員」から「学校運営協議会」に計画的に移行させていく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>「学校評議員」から「学校運営協議会」に計画的に移行し、学校の特性に応じた活性化策を検討・実施することで、「地域とともにある学校」への転換を図り、地域と一体となった特色ある学校づくりを一層推進していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	